

神奈川県立保健福祉大学

目 次

I	認証評価結果	2-(6)-3
II	基準ごとの評価	2-(6)-4
	基準1 大学の目的	2-(6)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(6)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(6)-9
	基準4 学生の受入	2-(6)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(6)-15
	基準6 教育の成果	2-(6)-24
	基準7 学生支援等	2-(6)-26
	基準8 施設・設備	2-(6)-30
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(6)-32
	基準10 財務	2-(6)-35
	基準11 管理運営	2-(6)-37
<参 考>		2-(6)-41
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(6)-43
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(6)-44
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(6)-46
iv	自己評価書等	2-(6)-52
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(6)-53

I 認証評価結果

神奈川県立保健福祉大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 目的を明確に定め、「ヒューマンサービス」の理念が構成員に十分に周知されている。
- 学科を越えて学ぶ連携実践教育科目により、保健・医療・福祉分野の幅広い視野を培う教育を実施している。
- 看護師、保健師、助産師、管理栄養士、社会福祉士、精神保健士、理学療法士、作業療法士の資格試験の合格率が全国平均より高い。
- リハビリテーション学科作業療法学専攻が世界作業療法連盟（WFOT）の認定校審査に合格し、国際的教育機関として認定されている。
- 演習室、小講義室のほか、附属図書館のグループ研究室や広い個人ブースを多くの学生が自主的学習に有効に活用している。
- バリアフリー、セーフティ、クリーン、エコロジーの4つのコンセプトを基に、施設、設備及び附属図書館を十分な規模及び内容で整備しており、有効に活用されている。
- リアクションペーパーを、非常勤講師も含め全学で実施しており、学生からの意見、質問に対して教員が回答するとともに、配付資料や授業方法の改善等に学生の意見を反映している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の3年次編入においては、入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

「ヒューマンサービス」をキーワードとする当該大学の目的は、学則第1条に「保健、医療及び福祉の各領域に関わる総合的な知識技術とともに豊かな人間性を兼ね備えたヒューマン・サービスを実践できる人材を育成し、もって県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。」と定めている。さらにそれに基づいた基本理念として「保健・医療・福祉の連携と総合化」、「生涯にわたる継続教育の重視」、「地域社会への貢献」を定めている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的は、学則第1条に定められ、また、基本理念も学生便覧等に示されており、これらは学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院については、平成19年4月に保健福祉学研究科修士課程を開設しており、大学院学則第1条に「保健福祉学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる保健・医療・福祉の職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。」と定めている。また、教育理念、教育目標は研究科便覧に掲げている。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の理念が明示された学生便覧を全教職員、全学生に配付し周知を図っている。また、「ヒューマンサービス論Ⅰ」を1年次、「ヒューマンサービス論Ⅱ」を4年次に必修科目として開講し、学長以下、学部長、各学科長が中心となって当該科目を担当し、大学の目的・理念を学生に周知させており、「ヒューマンサービス論」の教育実践のための『ヒューマンサービス用語集』を全教員の連携の下、編集・発行するとともに、附属図書館内にヒューマンサービス関連の国内外の基本文献を展示するコーナーを設けている。

これらのことから、目的が大学の構成員に十分に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の目的となる基本理念や教育理念は大学のガイドブックやウェブサイトに掲載し、社会に公表している。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○ 目的を明確に定め、「ヒューマンサービス」の理念が構成員に十分に周知されている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学士課程の教育研究の目的を達成するため、看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科（理学療法学専攻・作業療法学専攻）の4学科（2専攻）を置き、さらに基礎教育を担当する教員組織として人間総合・専門基礎担当を置いている。この構成は、「保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う。」という保健福祉学部の教育目標を達成する上で適切である。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

当該大学では、17人の教員が人間総合・専門基礎担当を中心に教養教育に当たっている（一部の科目については非常勤講師が担当）。さらに平成19年10月に、教務委員会の下にカリキュラム検討委員会（平成20年6月に全学的な委員会としてカリキュラム委員会に改組）を発足させ、全学的に教養教育の在り方について議論し、平成21年度以降のカリキュラムに関する提言を行っている。

教養教育は、人間総合教育科目と連携実践教育科目からなっており、人間形成、生涯学習、国際貢献、専門学習等の領域で構成され、学生は各学科・専攻の専門分野にとらわれず、様々な角度から「人とは何か」について考え、保健・医療・福祉の分野において必要とされる基礎的な知識、技術を学んでいる。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院には保健福祉学研究科保健福祉学専攻を置き、看護、栄養、社会福祉、リハビリテーション（理学療法・作業療法）の4領域から構成されている。看護領域は科学的根拠に基づいた知識を基に、人間と環境に働きかけて支援するヒューマンケアリングのプロセスを通して多様化する人々のニーズを捉え、他職種と連携しながら看護を提供できる高度専門職業人の育成を目的としている。栄養領域は人間栄養学を基盤に、医療・介護現場等での栄養ケア・マネジメントの構築・運営・指導ができる、より高度な栄養管理能力を有する管理栄養士の育成を目的としている。社会福祉領域は人々のニーズを全人間的に把握し、人々と協働してそのニーズを包括的に充足していくジェネリックな視点を持った行動力ある専門職の育成を目的としている。リハビリテーション領域は多様化する社会ニーズに的確に対応できる科学的根拠に基づいた、主体的問題解決能力を有する人材の育成を目的としている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学生の学外実習を行う施設との連絡調整を行う窓口として実習センターが設置されており、学生への実習施設の情報提供、実習施設への依頼・契約等、実習用通学定期券に関する証明書発行、学生の実習先での出欠席のチェック、実習謝礼の支払い等を行っている。

このほか、正規課程の学生以外に対する教育サービスの組織として、大学条例、同施行規則、学則に基づいて、保健・医療・福祉の分野で活動している様々な職種の人材のレベルアップを図るための現任者教育機関として実践教育センターを設置している。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会の下には、教務委員会、学生委員会等の10の学内委員会を設置しており、大学の運営に関する連絡調整、企画審査等を行っている。学内委員会では教授会審議事項等のうち、学部長から諮問された内容に応じて、素案の作成、検討等が行われ、その結果は、教授会において審議、報告されている。

また、教授会開催に先立って各学科長等で構成する学科長会議を開催し、教授会で審議事項とする内容、提出書類等についての確認を行っている。

教授会は学部長が議長となって、原則として毎月1回開催されており、必要に応じて臨時教授会も開かれている。

大学院の運営に関しては、研究科委員会を設置し、教育活動に係る重要事項を審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

学部の教育課程や教育方法等を検討する委員会として、教務委員会があり、その下に実習センター運営委員会（臨床実習計画及び実習運営を所掌）と時間割検討ワーキンググループを置いている。

教務委員会は、選任された教員を委員長とし、各学科・専攻及び人間総合・専門基礎担当から各1人、計6人で構成され、教育課程の編成及び履修、学生の動向（入学、休学、退学、卒業等）等に関することを検討している。

実習センター運営委員会と時間割検討ワーキンググループも、各学科・専攻及び人間総合・専門基礎担当から各1人の計6人で構成し、臨床実習計画及び運営に関する事項と時間割の作成に関する事項を担当している。

そのほか、全学的な委員会として位置付けられているカリキュラム委員会は、看護学科2人、栄養学科2人、社会福祉学科2人、理学療法学専攻1人、作業療法学専攻1人、人間総合・専門基礎担当から2人の計10人で構成され、大学の理念とカリキュラムの構成に関する事項を担当している。

これらはそれぞれ毎月1回定例会を開き、必要時には臨時で開催し、審議内容は議事録に記録している。

大学院に関しては、研究科委員会の下に研究科運営会議を置き、教育課程や方法に関するより詳細な検討についてはその下部組織となるカリキュラム検討ワーキンググループにおいて議論を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

学部の教員組織は、各学科の特性に鑑み、看護学科は講座制、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科は学科目制に準じた教員組織編制となっている。また、学生が各分野の専門知識・技術を確実に習得するだけでなく、他の領域の人々とも幅広く連携し協働できる人材の育成を目指した編制になっている。すなわち、各学科の専門性が縦割りにつながらないよう、人間総合・専門基礎担当を置き、保健・医療・福祉に関する幅広い知識・技術を身に付けられるような体制となっている。

大学院では、教育目標として現場で実践した内容を体系的に整理・発信できる人材の育成を目指していることを踏まえ、専門科目は専任教員が指導し、基礎的な科目は、神奈川県内の社会福祉法人や中核医療機関の第一線で活躍している者を非常勤講師としている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

学士課程については、189人（専任107人、非常勤82人）、大学院課程については、67人（専任45人、非常勤22人）の教員で教育を行っている。なお、大学院課程の専任教員45人のうち、44人は学士課程との兼務である。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、保健福祉学部107人（うち教授37人）となっており、大学設置基準上必要とされる教員数を満たしている。

主要な科目については、専任の教授又は准教授が主に担当する形で教育課程を遂行している。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程保健福祉学研究科における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、32人（うち教授

23人)及び6人となっている。

保健福祉学研究科保健福祉学専攻の4つの領域においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われており、授与する学位の分野が異なる。当該研究科において、大学院設置基準上必要とされる教員数は確保されているが、教育研究の実態に鑑みれば、各領域において「専攻」に準じる形で教員が確保されることが期待される。大学院設置基準における「専攻」を「領域」に準用すると、平成20年5月1日現在、栄養領域において必要とされる研究指導補助教員を1人下回っているが、平成21年4月1日付の確保を目指して手続きを進めている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員108人のうち、女性は62人であり、全教員の57.4%を占めている。年齢構成を平均年齢で見ると、教授が57歳、准教授が52歳、講師は43歳、助教は33歳となっている。外国人教員は常勤が1人、非常勤が4人である。

教員の採用・昇任は、採用及び昇任選考規程等を定めており、採用については公募制を導入している。

教員の任期制に関しては、大学の教員等の任期に関する法律に基づき教員の任期に関する規程等を定めている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員（教授、准教授、講師、助教及び助手）の採用及び昇任については選考基準を定め、その運用は採用及び昇任選考規程に基づいて実施されている。

また、教員の任期制を導入し、任期更新の際には、大学が定める教員の任期に関する実施要綱の評価項目に基づき、教育上の指導能力の評価を行っている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育研究活動に関する定期的な評価を行う組織として、教務委員会及び研究委員会があり、評価結果を任期更新及び昇任の際に活用している。

教務委員会は、学生に対してアンケート調査を行い、学生の授業評価報告書を各年度2回取りまとめている。その結果は、学内向けウェブサイト及び附属図書館で公開し、また、自由記述の内容は担当教員にフィードバックしている。

研究委員会は、教育研究活動報告書を毎年度発行し、教員の教育研究活動実績を掲載している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

大学の教育目標は、保健・医療・福祉の各領域に関わる総合的な幅広い知識と技術を身に付け、専門領域に関わる理論と実践力を基盤に、関連する領域の人々と連携、協働しトータルなサービスを提供できる人材の育成であり、関連分野を専門とする教員が教育を担当している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

専任の事務職員 21 人を配置しているほか、臨時的任用職員 2 人、非常勤職員 21 人、さらに適宜、日々雇用職員を配置し、教育支援の適切な対応を図っている。

また、学内情報ネットワークシステムの保守運用のため、委託業務として、SE（システムエンジニア）が常駐している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

入学者の受入方針は、学部、大学院ともに大学のガイドブックの教育理念、教育目標に見られるように、豊かな人間性と倫理性を基盤に保健・医療・福祉に関する高度で専門的な知識と技術を持ち、深い洞察力と共感によって人・生活・社会のニーズを感じ取り、ヒューマンサービスを実践しうる素養や可能性を持った人材を受け入れることを基本としている。

大学のガイドブックは、例年、神奈川県内を中心に約16,000部配布されており、学外者に対して大学の受入方針を示している。なお、受入方針は、大学のガイドブックのほか、大学のウェブサイトなどにも掲載されており、周知が図られている。

また、県内高等学校の進路担当教員を対象とした入試説明会（約100人参加）や受験生等をはじめ、一般人を会場対象とするオープンキャンパス（2日間で約2,000人参加）、大学祭開催日の入試説明会（大学祭の参加者約4,000人のうち、約70人参加）などを開催している。オープンキャンパスの際の模擬授業・実習や、高等学校訪問による出前授業なども、大学の教育活動の実態をより深く理解してもらうために実施している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

ヒューマンサービスを実践しうる素養や可能性を持った人材を選抜するために、すべての選抜方法において面接を重視し、面接は他学科の教員も加わる形で実施している。

一般選抜試験では、受験機会の拡大を図り、幅広く受験生を募るために、原則として前期日程と後期日程の2回の選抜で行っており、開学2年目の平成16年度から大学入試センター試験を利用している。前期・後期日程ともに、総合問題では、論理的思考力、創造力等を総合的に判定することを目的とし、面接試験では志願動機、学習意欲、理解力、表現力等（集団面接の場合にはチームワーク、リーダーシップ等を含めて）を評価し、いずれも点数化してセンター試験の得点と合計し、調査書等の出願書類を合わせて総合的に判断している。

特別選抜試験として推薦Aと推薦Bによる選抜を実施している。推薦Aは神奈川県内の進学需要への対応及び神奈川県の保健・医療・福祉を支える人材の育成という大学設置の趣旨を踏まえて、県内在学又は

在住の高等学校（特別支援学校高等部を含む。）卒業見込み者に受験機会を提供している。推薦Bは県内高等学校の看護科及び福祉科に在籍の卒業見込み者を対象に実施している。推薦A、推薦Bのいずれも、小論文と面接を課し、小論文では、英文の読解力、英文を参考にした日本語による論述によって合否を判定している。なお、小論文、面接は点数化し、調査書等の出願書類と合わせて総合的に判断している。

年度別の一般選抜（前期・後期日程）及び特別選抜（推薦A・B）の倍率を平成16～20年度の5年間で見ると、一般選抜では若干年度による変動はあるが、前期日程では3.5～6.4倍であり、後期日程では4.4～10.4倍である。特別選抜の推薦Aでは1.8～2.8倍、推薦Bでは1.0～1.3倍である。なお、推薦Aでは平成16年度に県内特別支援学校高等部の卒業生1人の合格者があり、推薦Bでは平成15～20年度に県内の看護科及び福祉科を有する高等学校からの学生を、看護学科で23人、社会福祉学科で13人受け入れている。

大学院の入試では、教育目標の1つに「現場で働く社会人を受け入れ、実社会で身につけた実践的な知識・経験を学問的に検証しつつ、さらにこれを高めていく人材の育成」を挙げ、社会人特別選抜を実施している。入学者数を見ると、平成19年度は20人、平成20年度は12人となっている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

推薦入学以外の特別選抜として、社会人、私費外国人留学生、帰国生徒、編入学生の受入を行っている。

社会人選抜は、生涯教育・生涯学習という大学設置の趣旨を踏まえ、大学入学資格を有する現在あるいは将来の保健・医療・福祉業務従事者を対象に実施している。私費外国人留学生選抜と帰国生徒選抜は、「国際的な視野に立ち、コミュニティを基盤として、広く世界に貢献する力を培う。」という教育目標の趣旨を踏まえて実施している。編入学選抜は保健・医療・福祉系短期大学卒業者等を対象にして実施している。平成16～20年度の5年間の入学者数を見ると、社会人は9～18人、私費外国人留学生は2～4人、帰国生徒は0～4人、編入学生は5～17人である。

大学院学生については社会人特別選抜を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜の実施体制は、入試委員会（各学科の入試委員と事務局入試担当者で構成）を中心とし、入試全般の企画、広報、選抜実施、評価、次年度へ課題の整理などを行っている。

試験及び合否判定に当たっては、大学及び各学科の教育目標に照らして、事前に評価項目、評価基準、合否判定基準を設定している。

合格者の決定は、いずれの選抜方法においても、入試委員会が、筆記試験と面接試験の採点結果に基づいて合格者判定原案を作成し、合否判定会議（学長、副学長、事務局長、学部長、各学科長、入試委員長で構成）で決定し、教授会に報告して承認を得ている。試験結果は、簡易開示の方法を定め、受験生本人に開示している。

大学院入試に関しても学部入試に準じており、大学院入試全般の企画、広報、選抜実施、評価、次年度へ課題の整理などは入試小委員会、合否判定に関しては、合否判定会議において実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入試委員会が各学科の意向を取り入れ、毎年改善を行っており、具体的には、開学6年目の現在、入試成績のデータとGPA（Grade Point Average）スコアによる入学後の学業成績、国家試験の合格率、就職率（平成18年度は98.5%、平成19年度は98.2%）などのデータを比較検討することが可能になっている。検討の結果を受けて、看護学科では、平成21年度入試より大学入試センター試験における受験科目を理科2科目から地理歴史・公民・理科からの1科目に変更している。

また、面接試験の実施体制は、試験終了後に各学科若しくは専攻単位で、各面接グループ、面接官ごとの採点結果のばらつき等の検証を行い、年度単位で評価方法の見直しを行っている。平成16年度には、外部講師による面接技能の研修会「入試面接技法研修会」を開催し、全教員を対象に面接方法の改善を図っている。

大学院に関しては開設後間もない時期ではあるが、入試小委員会及び研究科運営会議において入学者選抜についての議論が行われている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成16～20年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。（ただし、保健福祉学部（3年次編入）については、平成17～20年度の4年分、また、平成19年4月に設置された保健福祉学研究科については、平成19～20年度の2年分。）

〔学士課程〕

- ・ 保健福祉学部：1.04倍
- ・ 保健福祉学部（2年次編入）：0.84倍
- ・ 保健福祉学部（3年次編入）：0.58倍

〔修士課程〕

- ・ 保健福祉学研究科：1.22倍

なお、保健福祉学部（3年次編入）で、0.58倍と入学定員充足率が低い。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は、学士課程の3年次編入を除いて、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学士課程の3年次編入においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)、教育課程が体系的に編成されているか。

教育目標の1つに「保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う。」ことを挙げており、看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科(理学療法学、作業療法学の2専攻)を有し、それぞれ看護学、栄養学、社会福祉学、理学療法学、作業療法学の学士の学位が授与されている。

総合的・基礎的な分野と専門分野との間に「くさび」を打ち込むことで早い時期から専門分野のカリキュラムと連携・協働のカリキュラムを組んでいる。

授業科目は、象徴科目群、人間総合教育科目群、連携実践教育科目群、専門創造教育科目群の4群から構成されている。象徴科目群は、大学の理念を習得するための科目からなり、1年次の「ヒューマンサービス論Ⅰ」により理念を理解し、4年次の「ヒューマンサービス論Ⅱ」で理念を構築させている。人間総合教育科目群はさらに、自己形成・人間理解群、社会理解群、自然理解群、国際理解群、情報理解群の5群からなり、深く人間を理解するための幅広い教養を習得することを目的としている。連携実践教育科目群では、学科を越えて、保健・医療・福祉の連携に必要な幅広い知識や技術を学び、総合的なサービスを提供するための連携実践能力を養うことを目的としている。専門創造教育科目群では、各学科の専門的な

知識、技術を学ぶとともに、将来にわたって学び続ける意欲を培っている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

象徴科目では大学の基本理念であるヒューマンサービスを深く理解させ、人間総合教育科目ではこれを実践するために必要とされる幅広い教養や知識を身に付けさせ、連携実践教育科目では当該大学が特色とする保健・医療・福祉の連携に基づく総合的サービスを提供できる能力を養い、専門創造教育科目では各学科の専門分野に関する知識や技術を習得させ、卒業研究ではそれまでの知識や技術を基に創造性を育成することを目的とし、各授業はこれらの趣旨に沿って行われている。

授業概要はシラバスに示されており、象徴科目の「ヒューマンサービス論」は、入学直後と卒業を控えた4年次に配置され、授業は全学科の教員が連携して実施している。保健・医療・福祉に関する制度や活動を理解するために連携実践教育科目の「保健医療福祉論」は1年次に配置しており、全学科の教員が連携して実施している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

大学の基本理念である「保健・医療・福祉の連携と総合化」、「生涯にわたる継続教育の重視」、「地域社会への貢献」を達成することを目標に授業科目が構成され、それらと研究成果との一体化を目指している。

例えば、大学の教育理念の基盤となる「ヒューマンサービス論Ⅰ」及び「ヒューマンサービス論Ⅱ」では、アメリカのヒューマンサービスの教育・実践先駆者とのシンポジウム等を授業の中で開催し、大学が進めているヒューマンサービスと対比して、保健・医療・福祉の専門職がその国の諸制度、社会情勢の中でどのようにヒューマンサービスを展開しているか、またどのような課題等があるかを提示し、事例研究などを行っている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

学生の進路変更などのニーズにこたえるために、編入学・転入学・再入学・転学科の規程を整備し、選考の上、許可している。

また、既修得単位の認定に関する規程を整備し、転・編入学生及び1年次入学生のうち他大学等の卒業生には、一定の条件の下で既修得単位を認めている。平成19年度には、1年次入学生7人に対して人間総合教育科目と連携実践教育科目合わせて6～21単位を認定し、また、編入学生12人に対しては、25～94単位を認定している。

このほか、TOEFL・TOEIC等の学修成果を単位として認定する規程を整備し、平成19年度には3人の学生に対して単位を認定している。

他学科の授業は、修得した単位を卒業要件の単位に加えることはできないが、教育上や施設設備の理由

による支障がない場合のみ履修することができることとしている。平成19年度には、8人が8科目を履修している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

教務委員会を中心に入学時のガイダンス及び学年別ガイダンスにより、適切な履修計画の支援を実施し、担任による個別な履修指導を行っている。GPA制度を開学2年目の平成16年度より導入し、成績不振者への学習指導に活用している。実習及び実験の評価は4/5以上の出席を条件としている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

体験学習を重視しており、入学後の早い時期から実習を開始している。例えば4学科の必修科目である「保健医療福祉論」（1年次前期）では、学科混成のグループで現場見学（実習）を行い、事前・事後の学習指導を行いながら、保健・医療・福祉の現場の実践的な理解を目指している。

また、少人数教育にも力を入れており、看護学科では、設定された臨床状況における問題や課題を解決するために、8人程度の少人数のグループで自己学習や討議を繰り返すPBL（問題に基づく学習法）を取り入れ、自己学習能力や問題解決能力、批判的思考を育てている。

「ヒューマンサービス論Ⅰ」（1年次前期）は、それぞれの専門分野や学術的立場から大学の中核理念であるヒューマンサービスとは何かについて論じるオムニバス形式の講義であり、「ヒューマンサービス論Ⅱ」（4年次後期）では学科混成のグループ学習で事例検討を行い、4年間の学びや専門分野の教育を踏まえて、ヒューマンサービスを総合化することに取り組んでいる。

また、卒業時の国家試験受験資格取得を目指しており、関係法令の規定に従った授業の配置を行っている。

このほか、全教員がリアクションペーパーを活用することで、学生の授業における学習状況を把握し、それに合わせた学習指導法の工夫を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

すべての科目について統一した様式のシラバスが作成されている。シラバスには、概略、授業計画、テキスト、参考文献、評価方法の項目が記載されており、学内向けウェブサイトに掲載するとともに冊子として学生に配付されているが、記載されている情報は、教員による濃淡が見られる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されているが、内容充実に向けた改善の余地があると判断する。

5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学习を促すために、必読文献や参考書及びビデオのリストを作成し、科目によっては必読文献を講義期間中は貸出禁止とし、対象となる学生全員が利用できるようにしている。解剖・生理・病態学等の理解を助ける教材として視聴覚システム「ビジュラン」など、AV教材を活用した自主学习を促している。また、各実習や技術チェックの前に、夏季休業期間を含めて実習室を開放し、技術練習やビデオ学習等の自主学习ができるように調整・管理するとともに、学生の質問等に対応している。

成績確定後、教務委員会及び教務学生課を通じて各学科に成績一覧表が配付される体制を整え、基礎学力が不足している学生には、各学科の教員が面談や電子メールによる相談を行うなど、個別に対応している。

基礎学力不足や、高等学校での選択科目の違いによる入学時の基礎学力差を補うために、高等学校レベルの参考書を附属図書館に配架し、学生の自己学習に利用できるようにしている。さらに栄養学科では国家試験に備えて、留学生に対する日本語能力の養成を図っている。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価は、履修規程に基づき、試験成績、平常の学習参加の態度、出席状況等を総合して、S（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（59点以下）の5段階評価で行われており、C以上を合格としている。

試験は、筆記、口述、レポート提出、実技、実習等の方法を用いている。

履修規程により、試験を受けるためには講義及び演習は2/3以上、実験及び実習では4/5以上の出席が必要とすることが定められている。

成績評価基準は学生便覧の履修規程に、評価方法はシラバスに明記されている。

また、学生指導及び学生の進学・就職に便宜を図るため、GPA制度を導入している。

卒業要件は、学則に記されており、卒業に必要とされる履修単位数は学科ごとに異なることから、学生便覧に各学科の最低修得単位数が、象徴科目、人間総合教育科目、連携実践教育科目、専門創造教育科目、卒業研究の5部門にわたって提示されている。卒業研究に関しては、卒業論文が学科ごとに審査されるほか、卒業研究発表の場として、公開発表会が設けられている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価は、多くの科目においては基本的に定期試験の成績、平常の成績（例えば、レポートの提出、授業での発表、リアクションペーパー等）、出席状況等を勘案して総合的に行われている。学生は自分の成績を学内向けウェブサイト上で確認することができる。

単位認定は、関係規程に基づいて授業担当教員の裁量で行われるが、オムニバス形式の授業科目では複数の教員が担当しており、担当者による評価の著しいばらつきが生じないように、教務委員会から教員同士の連携や意見交換を促す呼びかけが随時行われている。

また、卒業判定は最終的に教授会において行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価に関して学生からの異議申立ては過去に発生していない。なお、成績評価は、基本的に担当教員の判断に委ねるべき事項であるとしているが、成績評価の正確さを担保するため、全学的視点でいかなる措置を講じていくかは今後の課題であると認識されている。

これらのことから、成績評価等の正確さの担保について改善の余地があると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院の目的は大学院学則に定められており、保健・医療・福祉の連携と総合化を念頭に置きつつ、これらを全体的に理解するとともに、各学問領域の専門性を深める教育・研究の推進を目的として、保健・医療・福祉分野の高度専門職業人を育成することを目標にしている。授業科目は共通必修科目、共通選択科目、専門科目の3つの体系から構成され、大学の基本理念の理解を促す基幹科目として、共通必修科目に「ヒューマンサービステ論」を置いている。共通選択科目には、政策・行政、管理、地域領域においても活躍できる人材を育成する実践科目群と、幅広い知識を習得し、他分野との連携・協力を図れる能力を育成する連携基礎科目群の2つの科目群を配置している。

また、共通科目（共通必修科目、共通選択科目）10単位、専門科目（特別研究を除く。）10単位、特別研究10単位を修得する仕組みになっており、相互の知識を組み合わせながら教育研究の充実を図っている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

授業科目の種類及び単位数は、教育課程の編成の趣旨に沿って大学院学則第18条に定められている。すなわち、「ヒューマンサービステ論」は共通必修科目として配置されており、各領域の専門科目は、大学院の教育目標である「保健・医療・福祉の諸問題について、現場で実践した内容を体系的に整理し、社会へ発信できる能力を持つ人材の育成」、「行政、施設、地域などの現場において、リーダーまたは管理者として活躍できる人材の育成」、「現場で働く社会人を受け入れ、実社会で身につけた実践的な知識・経験を学問的に検証しつつ、さらにこれを高めていく人材の育成」を目指した内容となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断

する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

「ヒューマンサービス特論」では、日本・米国・豪州のヒューマンサービスに関する研究成果が、「看護学特論（コミュニティ系）」及び「地域・精神看護学演習」では、地域看護の生活支援に関する研究成果が、「高齢者福祉特論」では、高齢者の支援、地域介護に関する研究成果が、「生活障害作業療法学特論」では、統合失調症と作業療法に関する研究成果が授業内容に反映されるなど、各学問領域の研究成果が授業内容に反映されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

研究指導教員の指導に基づいて、学生一人一人の希望や状況に応じた履修計画を立て、学習目標の明確化を図り、授業を実施している。また、長期履修制度を採用しており、学生の希望に応じて、2年間から4年間で、履修計画を立てている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

開講時間は、平日は17時55分から21時まで、土曜日は9時から17時50分までとなっており、集中講義を行う際は事前に履修予定者と開講日時を調整している。履修者の了解を得て、交通の利便性が高い横浜駅周辺で授業を実施することもある。履修者の希望によっては、口頭や簡単な書面による意見聴取等も行い、時間割の調整をしている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

大学院では「ヒューマンサービス特論」などの共通必修科目を、看護、栄養、社会福祉、リハビリテーションの4領域の学生全員が履修することで、保健・医療・福祉に関わる広い理解を持って各分野と連携・協力を目指すことができる高度専門職の養成を目指している。一方で、各領域に関わる専門科目に関しては、少人数教育を念頭に置き、対話・討論を重視した教育を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教育課程に基づいて、授業科目ごとにシラバスが作成され、概略、授業計画、テキスト、参考文献、評価方法の項目が記載されているが、記載されている情報量は教員による濃淡が見られる。学生は、シラバ

スを参照した上で授業を選択し、履修している。授業はシラバスに基づいて実施されるとともに、授業評価などの際も、このシラバスが参照されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されているが、内容充実に向けた改善の余地があると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院の教育課程では各領域ともに 10 単位の特別研究が必須であり、研究課題に対応した研究指導教員と研究指導補助教員により、修士論文の完成に向けた指導が行われている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T・A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

学生の希望により研究指導教員と研究指導補助教員を定める複数指導体制をとっている。指導教員は指導補助教員とともに、学生と相談しながら研究課題の決定を行っている。

研究科委員会は、履修指導及び研究指導の流れを公表し、複数指導教員体制の下、指導教員が研究指導経過を研究科委員会に随時報告する体制を整備している。

なお、現在はT・Aに係る予算が措置されていない。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

学位論文の作成に係る研究指導は、研究科委員会によって公表された年間スケジュールに基づいて行われている。研究倫理審査委員会は倫理審査に関する手引を作成し、研究指導教員の指導の下に学生による研究計画の審査申請の支援体制を整備している。また、学生が領域を横断して専門分野の教員や学外の専門家から助言、指導を受けられる支援体制を整備している。各領域においては、公開の中間発表会を開催し、教員間の評価・認定に関する意識の共有化や論文の質の向上を図ることとしている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価は、大学院履修規程に基づき、試験成績、平常の学習参加の態度、出席状況等を総合して、S（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（59点以下）の5段階評価で行い、C以上を合格としている。

試験は、筆記、口述、レポート提出、実技、実習等の方法が用いられている。

大学院履修規程により、試験を受けるためには講義及び演習は2/3以上、実験及び実習では4/5以

上の出席が必要とすることが定められている。

成績評価基準は、研究科便覧の大学院履修規程に明記され、すべての学生に配付されている。入学時のオリエンテーションや新学期のガイダンス、平時のオフィスアワーでの相談などの際にも周知されている。

学生指導及び学生の進学・就職に便宜を図るため、GPA制度を導入している。

シラバスには各授業科目の単位認定方法及び基準が明記されている。履修登録に関する詳しい案内は学生便覧に明記されているほか、履修漏れ防止策として「履修チェック結果（一覧）」等を設けている。

修了要件は、研究科便覧及び大学院履修規程に記されており、それに従って修了の可否を判断することとしている。修了に必要な履修単位数は専攻に置く領域ごとに異なるため、研究科便覧では、各領域の最低修得単位数が、共通必修科目、共通選択科目（実践科目群・連携基礎科目群）、専門科目、特別研究の各部門にわたって提示されている。特別研究に関しては審査規程に基づいて審査されることとなっている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価、単位認定については大学院履修規程に基づき定期試験の成績や平常の成績（例えば、レポートの提出、授業での発表等）を勘案して総合的に行われている。

また、大学院開設後間もないため修了生を輩出していないが、修了に際しては論文審査と複数の教員による最終試験（口頭試問）を課し、最終的には研究科委員会において修了の可否を判断することとしている。

これらのことから、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

修士論文は、研究科委員会が学生の研究指導教員及び学生の属する領域教員から主査1人及び副査2人を決定し、その3人が論文審査に当たっている。主査及び副査は提出された修士論文を審査するとともに、論文の内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行い、研究科委員会がこれらの結果を基に修士課程修了の合否判定を行うこととしている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生は、成績評価等に関し、直接又は教務学生課を通じて科目担当教員に申し立てることができる。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学科を越えて学ぶ連携実践教育科目により、保健・医療・福祉分野の幅広い視野を培う教育を実施している。
- 全教員がリアクションペーパーを活用することで、学生の授業における学習状況を把握し、それに応じた学習指導法の工夫を行っている。

【改善を要する点】

- シラバスの記述に教員による濃淡が見られる。
- 学士課程の成績評価の正確さを担保するための措置が十分とはいえない。
- TAに係る予算が措置されていない。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

基本理念及び教育目標の中で大学が目指す人材像を明示するとともに、象徴、人間総合教育、連携実践教育、専門創造教育の科目群を設け、教育を展開している。また、各学科で卒業時に身に付けることを目標とする能力を明示している。

学生の学習の達成状況の把握は、各科目の試験（筆記・実技）、レポート、実習評価の結果などからなされている。臨地実習は、各施設の実習指導者からの情報を評価の参考としている。さらに教務委員会を通じて学生の成績情報等を各学科の教員が把握できるようになっている。

卒業時の総括的な評価は、一部の学科がカリキュラム評価として実施している。具体的には、卒業年次の学生と教員を対象にカリキュラム全般に関する調査を実施するとともに、現行の専門科目や科目群に対する意見を集約している。その後報告会を開催し、調査結果と課題を共有した上で、学科のカリキュラム改正の取組に活かしている。

これらのことから、教育目標等の達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学部では、これまでに2度卒業生を輩出しており、平成18年度の卒業率は93.6%、平成19年度の卒業率は91.8%となっている。資格試験の合格率を2年間で見ると、看護師・保健師・助産師は96.2～100%、管理栄養士は86.0～97.7%、社会福祉士は57.6～71.8%、精神保健士は78.6～87.5%、理学療法士は100%、作業療法士は94.4～95.5%であり、すべての領域で全国平均よりも高い。

各学科・専攻では、教員の指導の下に卒業研究を実施し、卒業研究の発表会を行うとともに卒業論文集を発行している。リハビリテーション学科作業療法学専攻においては、世界作業療法連盟（WFOT）の認定校としての審査を受け合格している。これによって、作業療法学専攻を修了した学生は、国際的な作業療法士試験受験資格が得られる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成16年度より、原則として全科目を対象に学生による授業評価を実施している。学生による授業評

価は報告書にまとめられており、その評価はおおむね良好である。特に、各期の演習・実験・実習課題の自己評価において、「課題は習得できた」との項目については、平成16～19年度の各期の平均が3.66～3.93点（5点満点）である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

開学後、初の学部卒業生を輩出した平成18年度の進路状況は、就職率98.5%（就職者／就職希望者）、進学率5.4%（進学者／卒業生）であり、全学的に医療機関、福祉施設、地方自治体への就職が多く、栄養学科と社会福祉学科では民間企業、看護学科と栄養学科では神奈川県内の公立学校等への就職が見られ、県内就職率が75.3%となっている。平成19年度も就職率98.2%（県内就職率は69.8%）となっている。

なお、大学院については平成19年度開設のため、修了生をまだ輩出していない。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成19年3月に第1期生が卒業したばかりであり、十分な調査は行われていないが、就職先への訪問時に聴取した意見では、卒業生が高い評価を受けており、また、卒業生もおおむね満足のいく就職であったとしている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 看護師、保健師、助産師、管理栄養士、社会福祉士、精神保健士、理学療法士、作業療法士の資格試験の合格率が全国平均より高い。
- リハビリテーション学科作業療法学専攻が世界作業療法連盟（WFOT）の認定校審査に合格し、国際的教育機関として認定されている。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

授業科目についてのガイダンスは、年度当初に新生入生を行う全体オリエンテーションや、所属学科ごとの説明会において、教務委員会を中心に行っている。また、在学生には学科ごとに教務委員会を中心を実施し、休学や単位未修得などの問題を抱えている学生には個別に対応している。看護・栄養・社会福祉の各学科では、国家資格取得のためのコースについてのガイダンスを、コースの担当教員を中心に授業科目のガイダンスとは別に実施している。

大学院の学生募集要項に各教員の研究テーマと入試専用の電子メールアドレスを掲載し、出願時に電子メール等による個別相談の期間を設け、研究内容と指導教員等に係る入学後のミスマッチを事前に防ぐよう配慮がなされている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

全学的に担任制を採用しており、各学年で1～3人の教員を配置し、学生委員会を中心に学生に関する情報交換をしながら履修上の相談や履修登録ミスがあった学生の対応、成績不振者の個別面談・助言などを行っている。また、1年次にはチューター制度を取り入れ、学科を横断した8～9人程度のグループを構成し、各グループに1人の教員を配置し、入学時における学習への不安等の相談に応じている。

学生には入学時に電子メールアドレスを与え、教職員の電子メールアドレスが学生に開示されているため、必要に応じて学生、教職員の間で電子メールによる相談、助言を行うことが可能となっている。また、全教員にオフィスアワーが設定され、学生が自由に相談できる体制となっている。学科によっては電子メール等でメーリングリストを作成し、クラス全員に連絡や助言が必要なときに活用している。

大学院においても、電子メール等により指導教員と学生が連絡を密に取っている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

原則として半期ごとに学生による授業評価を実施し、その結果は報告書にまとめられ、附属図書館で閲覧することができる。教員にはコメント等が返却され、授業改善の参考として活用できるようになっている。

また、リアクションペーパーを学生に記載させることで、学生からの学習支援に関するニーズを把握している。さらに担任制、オフィスアワー等によっても、学生のニーズを把握している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-1④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-1⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

保健福祉学部全体で 13 人の留学生が在学している。留学生には個別指導や国際協働専門部会主催の教員と学生との懇親会の開催等を通して、大学に溶け込めるよう配慮している。

社会人学生や編入学生に関しては、教員全員で学習状況に問題がないか注意を払い、必要に応じて、教務委員、進路支援委員、学科長などと協力、調整しつつ相談、指導に当たっている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-1① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主学習の場として LL 教室 2 室と情報実習室 2 室に 196 台のパソコン端末を整備し、21 時まで利用できるようになっている。演習室、小講義室は届け出があれば使用でき、多くの学生が集まり自主的な勉強会を開催している。また、附属図書館にグループ研究室 3 室及び広い個人ブース 6 室を用意し、有効に活用されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-2② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

平成 20 年 5 月現在、体育系 17、文化系 14 のサークルがある。サークルには教員が顧問として参加することが義務付けられている。サークル室は体育館棟に 20 室ある。所定の手続きによって、体育系サークルが練習のためにアリーナ、グラウンド、その他の学内施設をほぼ全面的に利用することができる。

自治会活動への支援は、自治会室の設置や神奈川県立保健福祉大学を支援する会からの助成金などがあり、学生は自治会活動として新入生歓迎会、スポーツ大会、大学祭（うみかぜ祭）などを自主的に運営している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の健康管理のため毎年 4 月に全学生を対象に健康診断を行っている（平成 20 年度の受診率は 98.0%）。結果は学生に提示するとともに、健康障害が懸念される学生については医務室において個別に指導が行われている。定期健康診断以外に、学校医（内科、耳鼻科、眼科）を配置し、医務室には常時担当職員が学生の健康相談、応急処置、休養等の対応に当たっている。

学生の心理面については学生相談室を設置し、2人のカウンセラーが交代で学生の相談を受け付けている。また、毎年2回、学生を対象としたメンタルヘルスに関する講習会を実施している。

進路相談は各学科の進路担当教員による進路支援委員会と教務学生課が中心となり、教職員が連携して、学生への個別指導、進路ガイダンスや模擬面接等を実施している。

各種のハラスメント相談については、入学時のオリエンテーションやポスター、パンフレット等で周知しており、相談体制についてはハラスメントに係る相談員設置要綱を定め、8人の相談員（教職員からなる学内相談員及び学外相談員）が相談のある学生に対し、助言・援助などの対応を行っている。必要時には、事実関係調査のため相談事案ごとにハラスメント調査委員会を設置できる体制を整えている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

自治会が行っているアンケート調査や学生との懇談の機会を通してニーズを把握している。例えば、学生食堂に関する学生からの要望について自治会がアンケート調査を行い、学生委員会を中心に学生と学生食堂経営者とが懇談を行い、質・価格の適正化に努めている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生との懇親会を開催するなど、学生とともに留学生が大学に受け入れやすくなるようなイベントを開催している。また、チューター制度の導入により、留学生たちの生活面、学習面の相談に教員が関わることのできる体制を整えている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

日本学生支援機構の奨学金をはじめ、各種奨学金・修学資金（全学対象5種、看護学科対象2種、社会福祉学科対象2種、リハビリテーション学科対象3種）を学生に紹介し、各奨学金制度に推薦を行っており、平成19年度の受給者は延べ356人となっている。

授業料免除による経済的支援は、全額免除、半額免除の取扱いを行っている。平成19年度には、授業料免除は42人（学部学生39人、大学院学生3人）の希望者に対し、26人（学部学生25人、大学院学生1人）が全額免除、16人（学部学生14人、大学院学生2人）が半額免除を受けている。さらに地元の金融機関の協力を得て資金を低利子で融資する制度を設けている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 演習室、小講義室のほか、附属図書館のグループ研究室や広い個人ブースを多くの学生が自主的学

習に有効に活用している。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積及び校舎面積は、それぞれ 37,821 m²、16,781 m²であり、大学設置基準を満たしている。大学の基本理念である「保健・医療・福祉の連携と総合化」を具現化するキャンパスとして、教育研究棟、管理図書館棟、講堂棟、体育館棟、交流プラザを設けている。これらは、バリアフリー、セーフティ、クリーン、エコロジーの4つのコンセプトを基に整備され、有効に活用されている。

教育研究棟には、講義室 30 室、研究室 94 室、実験・実習室 44 室、演習室 10 室、LL 教室 2 室、情報実習室 2 室が設けられている。

これらの施設を利用する場合には、教職員は学内向けウェブサイトにおいて自由に予約を行うことができ、学生は教務学生課を通じて予約することができる。

当該大学は開学時からバリアフリーに配慮した設備（トイレ、エレベータ、いす、机等）を設けているため、障害のある学生の入学に際し特別な対応をすることなく受け入れることができる。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

LL 教室 2 室と情報実習室 2 室に 196 台、附属図書館の情報自習室に 30 台の計 226 台の学生用パソコンを整備し、オフィスソフト、統計ソフト、インターネット、電子メールを自由に使えるようにしている。

LL 教室と情報実習室は 21 時まで、附属図書館は平日 22 時まで開放しており、学生が授業後の時間を活用してレポート作成や自主学習を行えるようにしている。

電子メールアドレスは全学生に付与され、学外からもインターネットを通じて電子メールを閲覧することが可能である。休講、呼び出しなどを行う電子掲示板機能も整備されている。

学内向けウェブサイトの活用の一例として、履修申請及び成績確認のほか、統計ソフトを用いた授業や AV 教材を用いた学生の自主学習などが行われている。

情報機器はリースにより整備され、定期的に最新の機種、ソフトウェアに更新している。また、保守については専門の業者に常駐委託をしており、運用、トラブル対応などを行っている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

教職員に対しては、施設・設備の運用に関する方針を学内向けウェブサイトにも明示している。学生に対しては学生便覧に利用方法等を明示し、周知しており、教職員、学生ともに所定の手続きに沿って学内の施設を活用できるようになっている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館は平成19年度末現在、図書99,827冊、雑誌1,805タイトル、視聴覚資料2,118点を所蔵し、学術データベース9種類を提供している。年間受入数は、図書4,800冊、雑誌890タイトルである。

附属図書館の総面積は2,789㎡、所蔵資料は一部を除き自由開架式を採用し、全体の92%を利用者が自由に閲覧することができる。また、書架に地震による図書の落下を防ぐ装置を整備するなど、地震対策が施されている。分類は図書、雑誌とも日本十進分類法（看護分野は日本看護協会看護分類表）を採用している。閲覧席は閲覧室に175席、情報自習室に30席整備している。そのほか、グループ研究室3室及び広い個人ブース6室を用意し、有効に活用されている。

平成19年5月以降長期休業期間中を除き、開館時間を平日は22時まで延長し、土曜日は9時から17時までの開館が開始されている。年間の入館者数は、平成19年度は99,168人となっている。図書貸出冊数は、学生29,971冊、教職員1,960冊、文献複写は、180,184枚となっている。主なデータベースである医学中央雑誌ウェブサイト版の検索回数は約60万回となっている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- バリアフリー、セーフティ、クリーン、エコロジーの4つのコンセプトを基に、施設、設備及び附属図書館を十分な規模及び内容で整備しており、有効に活用されている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動の実態を示すデータや資料として、シラバス、講義の時間割、定期試験日程、授業評価報告書、履修状況、各学生の成績資料等があり、これらは教務学生課が収集、蓄積している。

一部の学科では、毎年度末に科目調整会議を開催し、発表資料及び議事録を保存し、実習の結果を取りまとめた実習報告書等の文書資料を個別に収集している。さらに、実技の様子をビデオ・DVDに一部保管している学科もある。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成16年度から学生による授業評価を、原則として全科目について実施している。

具体的な方法は、各授業の最終回終了後に、授業担当教員が学生にアンケート用紙を配付・回収し、事務局がデータの集計・整理を行い、学生への公平性を確保するよう留意している。アンケートには自由記述欄があり、集計結果と併せて授業担当教員に提供され、各教員は授業の改善を図る上での参考資料として活用している。この結果は冊子にして、附属図書館で学生・教員に公表している。

非常勤講師を含む全教員が、授業後にリアクションペーパーを利用して学生から意見を聴取し、質問に対して教員が回答するとともに、配付資料や授業方法の改善等に学生の意見を反映している。

卒業時の総括的な評価は、一部の学科が卒業年次の学生と教員を対象にカリキュラム全般に関する調査を実施するとともに、現行の専門科目や科目群に対する意見を集約している。その後報告会を開催し、調査結果と課題を共有した上で、学科のカリキュラム改正の取組に活かしている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

各学科で、臨地実習前に実習施設との打ち合わせ会議を、実習後に反省会を行っている。また、実習施設の担当者を学内に招き、実習報告会も開催している。その際に、実習や学内での講義・演習に関する意見の聴取を行い、実習、講義内容の改善や、実習委員会等の委員会活動に反映させている。

日頃の実習においても、スーパーバイザーを担当する実習先の職員に学生の実習状況の評価を依頼し、その結果を教員の学生指導にフィードバックさせ、技術的に不足が指摘された個所を重点的に指導するなど学外者の意見を踏まえて教育の改善を図っている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

各学科は、授業科目の配置年次等の決定には、授業評価の結果を活用し、カリキュラムの見直しや授業内容の改善を行っている。例えば、授業時間数が少なく内容の理解が困難と指摘された科目の時間数の増加や、専門科目の配置年次の検討など、学生の理解を図るための方策が講じられている。

平成19年4月には、改正されたカリキュラムを全学的に施行し、時間割も再編成している。一部の授業では授業評価を踏まえ、シラバスの改訂又は改編を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

授業評価の結果を踏まえた教材の修正、授業方法の改善等は個々の教員の自己努力に託されており、各教員はそれぞれに授業の改善を図っている。具体例では、学生からのスライドによる講義の進みが早いとの指摘に対し、板書での講義に切り替えている。

また、教授技術の改善を目的に、チュータリングや実習指導技術に関するグループワーク、講演会が開催されている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動は、その時々の喫緊の課題に対して、主として教員からのニーズに応じて、テーマを設定し、実施している。具体的には学部長・各学科長で構成する総務・企画委員会において、テーマの選択や実施時期、講師の選定等を組織的に展開している。特に、当該大学のミッションに係るFD活動としては、平成18年度末に、宿泊・合宿・分科会形式による神奈川県立保健福祉大学湘南国際村FDを実施している。なお、各学科等においても分野の特性に応じたきめ細かいFD活動が必要である。

これらのことから、FDについて、よりきめ細かい取組が必要であると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成17～19年度のFD活動のテーマは、大きくは個人情報保護や人権、パワー・ハラスメント防止等、日常的な大学教職員等のあるべき行動や態様に関する内容と、教授法や研究倫理審査など教育や授業・研

究の質的向上に直接結び付いた内容となっている。国の定める「疫学研究に関する倫理指針」の改訂に伴い開催した研究倫理審査に関するFD活動によって、研究倫理審査の手引書の見直しの背景や要点について教員が理解を深めることができ、その結果が大学院学生の修士論文研究の指導に反映され、大学院学生からの研究倫理委員会への申請が円滑に推進されている。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

当該大学における教育支援者・教育補助者は、主として非常勤講師・非常勤助手、学外実習施設等における指導者等であり、これらの者に対しては、学生による授業評価報告書が教務委員会で作成、配付され、教育活動の質の向上のための参考資料として活用されている。また、毎年4月には事務局主催による全教職員を対象とした「情報システム教職員向け説明会」を開催し、文献検索システムの利用法、学内情報ネットワークを利用した情報の共有、情報セキュリティの知識について研修を行い、教育支援者や教育補助者にも参加を呼びかけている。さらに、実習先施設の実習指導者に対しては、大学の教育理念への理解・協力の依頼とともに、円滑な実習の実施に向けた意見交換を行い、教育活動の質の向上に役立てている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- リアクションペーパーを、非常勤講師も含め全学で実施しており、学生からの意見、質問に対して教員が回答するとともに、配付資料や授業方法の改善等に学生の意見を反映している。

【改善を要する点】

- 各学科等において分野の特性に応じたきめ細かいFD活動が必要である。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

神奈川県を設置者とする公立大学であり、当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校舎、設備、図書等の資産を有している。

また、当該大学の校地・校舎については、横須賀市から無償で借用を受けた土地を基に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づいて選定された事業者が設計・建設を行い、施設は県に譲渡された後、当該事業者が施設の維持管理を行っている。県は、当該事業者と締結した特定事業契約に基づき、本事業に係る費用を30年間で償還する予定であるが、県が毎年度計画的に償還するものであり、大学運営に過大な負担を負わせるものではない。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学では、授業料等の学生納付金、その他の収入を確保するとともに、神奈川県一般会計の歳入歳出予算に計上され、経常的収入を確保している。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学は、神奈川県を設置者とする公立大学であり、毎年度の神奈川県一般会計の歳入歳出予算については、神奈川県議会において審議・議決を経て確定した後、地方自治法等関係法令に基づき県民に公表している。

当該大学では、予算編成に当たって、事務局において教員の要望内容を把握し、年度ごとに当該年度の歳入歳出予算の所要額を算定している。

また、総務・企画委員会及び学長補佐会議において予算を報告し、研究費等に関しては、教授会等で報告している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

当該大学は、神奈川県を設置者とする公立大学であるため、神奈川県一般会計の歳入歳出予算により措置がなされ、当該予算内で執行しており、収入と支出は均衡している。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、教育活動予算として教務運営費、研究活動予算として教授等研究費を設けている。

教務運営費として、教務運営に必要な経費を確保するとともに、必要な施設・備品等の予算も確保している。

教授等研究費については、学部及び大学院研究科に対する配分とともに、教員の職位に応じた研究活動に必要な経費の配分を行っている。なお、毎年度、事務局より総務・企画委員会及び学長補佐会議において個人研究費（職位）・学科ごとの学科研究費・特別研究費（協働研究、若手研究、共同研究）・特別研修費（国内外への研究経費）・ヒューマンサービス研究費の予算配分について説明を行い、大学内部における予算配分を確定している。

また、大学の戦略的な取組として、学内公募を基本とした教員の研究支援制度を創設し、予算配分を行っている。

機器備品等の更新については、重要物品を中心に当該備品等の必要性及び年間稼働回数、現況把握、修理経過、耐用年数等を整理し、年次計画（案）を事務局で作成後、教授会等へ提案し、決定された年次計画に基づく予算を毎年度歳出予算として所要額を要求している。また、今後は、機器備品等の長期修理更新計画（10年間程度）を策定することとしている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

当該大学は、神奈川県を設置者とする公立大学であるため、財務諸表は作成していない。

なお、神奈川県一般会計の歳入歳出予算及び決算書として、地方自治法等関係法令に基づき、県民に広報している。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、神奈川県監査事務局による監査委員監査のほか、当該事務局職員による監査を行っている。また、必要に応じて、同法に基づく公認会計士等による包括外部監査が行われる。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

学内の管理運営に関する組織には、評議会、教授会、学科長会議、学内委員会等がある。

大学の管理運営上の審議機関である評議会及び学部の審議機関である教授会は、それぞれ学則に定めた事項を審議している。教授会の下に学内委員会を設置し、事務職員も参加している。

専任の事務職員は21人、臨時的任用職員2人、非常勤職員21人が配置され、さらに適宜、日々雇用職員を配置している。

危機管理に当たっては、神奈川県の一機関として地震・火災等の防災計画の学内整備や職員の不祥事防止等について随時注意喚起を行うなど対応しているが、教育機関としての危機管理体制は総務・企画委員会の所管の下に学科ごとに構築している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

教授会に権限が集中することを避けるため、評議会を設けている。評議会は、教学側の代表と副知事など設置者の代表とで構成する最高の意思決定機関であり、学長は議長として、これをリードしている。

学内の組織は、学長をトップとした形態であり、教授会（議長は学部長）では、学長は冒頭所感を述べるのが慣例になっている。また、学長は学則第12条第2項に基づき、教授会における専任教員以外の構成員の指名をすることとなっている。

教授会の下に学内委員会が設置されており、運営上必要な事項の議論を、委員の互選による委員長を中心に行っている。

さらに、学内において定期的に行われる学長補佐会議では、学長が学内幹部と意見交換等を行い、情報を共有し、円滑かつ効果的な意思決定ができるように配慮している。

なお、当該大学と県庁の関係は、保健福祉部や県民部、教育委員会の所属ではなく、部外組織として県知事に直結し、学長が知事に直接大学としての意思を表明できる仕組みがとられている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると

判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生自治会からの意見・要望、授業に関してリアクションペーパーや授業評価を通じて、教育分野における管理運営を行っている。卒業生からは附属図書館の開館時間の延長に関する要望に対して、学内で検討の上開館時間を延長するなど、必要に応じて対処している。

教員のニーズは教授会や各種委員会、各学科会議、そのほか、多くの場を通じて大学の管理運営に対する意見を述べる機会が提供され、反映されている。

事務職員のニーズは、一般的には教授会や各種委員会等の事務担当を通して、適正な事務手続きに係る意見が反映されている。

学外関係者のニーズは、学園祭やオープンキャンパス、公開講座などを通じてのアンケート等による意見の聴取、県知事や横須賀市長等との懇談会、神奈川県立保健福祉大学を支援する会、神奈川県立保健福祉大学懇談会等を通じて把握している。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員は、神奈川県の自治総合研究センターが主催する研修事業である階層別研修（階層に応じた職員の能力開発研修）等に参加するとともに、特に管理者等を対象とした危機管理研修、事故防止研修、人権研修等にも参加し、資質の向上に努めている。また、適切かつ効率的に業務を遂行するため、幅広く各種研修会等にも参加させている。

大学入試センター、自治総合研究センター、公立大学協会等の主催する研修会や会議にも職員を派遣し、管理運営に係る情報収集や知識のブラッシュアップを図っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

大学の管理運営に関する方針は、大学条例に設置、管理に必要な事項を定めるとともに、学則や評議会規程、教授会規程や研究科委員会規程等に運営に必要な事項を定めている。

管理運営に関わる組織の長の選考は、学長選考規程をはじめ、副学長、保健福祉学部長、保健福祉学部学科長、保健福祉学研究科長等の選考規程を設けている。教員採用については、選考基準、採用及び昇任選考規程、採用及び昇任選考規程施行細則において具体的な手続きを定めている。

また、評議会、教授会、研究科委員会等の責務と権限についても、学則第11条、第12条、大学院学則

第5条及びそれぞれの規程に明記している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

教授会や学内委員会の議事録、資料、また、入試や財務に関する資料等は、事務局により電子ファイルとして整理されるとともに、学内向けウェブサイトの掲示板に掲載され、全教職員が随時閲覧可能になっている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己点検・評価を実施する体制として、平成15年度から自己評価委員会を学長の下に組織している。

平成18年度には、平成15～17年度の学内の状況について自己点検・評価した結果を『平成17年度自己点検・評価報告書』として取りまとめている。

平成18、19年度には、大学機関別認証評価に向けた自己評価書の作成を行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

当該大学がこれまで行ってきた自己点検・評価は、今回の大学機関別認証評価を想定した試行的なものであり、また、大学完成年次前であったため、自己点検・評価の結果は、大学評議員、懇談会員及び学内教職員に配付したのみであり、学外者には公開していないが、今回大学機関別認証評価のために実施した自己点検・評価の結果は認証評価終了の時点で広く社会に公開することとしている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内に対しては公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

過去に実施した自己点検・評価について、外部者によって検証された実績はないが、平成20年度に大学機関別認証評価を受けている。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

『平成17年度自己点検・評価報告書』の結果に基づき、管理運営の改善のための取組を行っている。例えば、平成19年度にハラスメント全体に幅広く対処できる規程づくりが必要との人権・倫理委員会による認識に基づき、学内規程の見直しを行い、新たにハラスメントの防止等に関する規程、ハラスメントに係る相談員設置要綱、ハラスメント防止等のための指針、ハラスメント調査委員会の設置に関する細則を制定している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判

神奈川県立保健福祉大学

断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 神奈川県立保健福祉大学

(2) 所在地 神奈川県横須賀市

(3) 学部等の構成

学部：保健福祉学部

研究科：保健福祉学研究科

関連施設：実践教育センター

(4) 学生数及び教員数（平成20年5月1日現在）

学生数：学部958人，大学院49人

専任教員数：108人

助手数：0人

2 特徴

神奈川県では、「明るい長寿・福祉社会」「個性豊かな文化的社会の創造」「活力ある新たな地域経済」の実現という基本目標のもと、「活力ある神奈川、心豊かなふるさと」を実現するため、平成9年に県政運営の総合指針である「かながわ新総合計画21」を策定した。

その中で「保健・医療・福祉を担う人材の確保」の主要政策として、「保健・医療・福祉人材養成の新拠点整備」を位置づけるとともに、県が重点的かつ総合的に取り組む施策群である21世紀を展望した重点プロジェクトの一つとして「保健・医療・福祉の人材づくり」を位置づけ、保健・医療・福祉の総合的人材を養成する新たな拠点づくりのため、県立保健福祉大学の整備に取り組むことが決まった。

さらに平成19年にまとめられた「神奈川力構想」では、神奈川県内の保健・医療・福祉人材の養成の充実及び現任者教育の充実と専門性の向上が主要施策として掲げられ、その拠点として本学が位置づけられている。

本学では、次の3点（①保健・医療・福祉の連携と総合化②生涯にわたる継続教育の重視③地域社会への貢献）を基本理念としつつ、国際的視野に立ってより新しい文化を創造する拠点として教育・研究を行っている。

また、本学では、4年制大学としての保健福祉学部に加え、大学の附置機関として実践教育センターを設置し、大学の基本理念のひとつである「生涯にわたる継続教育の重視」を具体化する現任教育機関として、保健・医療・福祉の分野で既に活躍している様々な職種の方々の一層のレベルアップを図っている。さらに、平成19年4月からは、保健・医療・福祉にかかわる広い理解を持って、それぞれの分野と連携・協力をめざすことのできる

高度専門職業人を育成することを目標に大学院を設置した。その上で、本学の特徴として次の4点をあげる。

① 「ヒューマンサービス論」の開設

本学では、基本理念である「保健・医療・福祉の連携と総合化」「ヒューマンサービス」を実践するために必要な幅広い知識や、豊かな教養を身につける必要性について学生一人ひとりが深く理解し、本学で様々な科目を学ぶ意欲を育むことをめざしている。

そのため本学の理念を象徴する科目として「ヒューマンサービス論Ⅰ」を1年次、さらに4年次に「ヒューマンサービス論Ⅱ」を必修科目として設置し、学長以下学部長、各学科長が中心となって本科目を担当し、本学の教育の理念・目標を学生とともに学ぶこととしている。

このヒューマンサービスという基本概念は、わが国には十分浸透していない新しい分野であることから、概念を共有するために、教員有志による各国、特に米国の主要文献収集に努めるなどしている。また、全米ヒューマンサービス学会及び全米ヒューマンサービス教育連盟に教員を派遣して交流を図り、同学会機関誌に本学の教育が取り上げられたこともある。また、米国より全米ヒューマンサービス教育連盟の中核教員を招き、協働研究を行い、それを機に本学のヒューマンサービス教育について共同研究発表を行っている。

さらに、単位互換の問い合わせも受けている。

② 連携実践教育科目の開設

「保健・医療・福祉の連携と総合化」を実現するためには、専門分野だけでなく、他分野の各専門職の役割・現状・課題について把握してはならない。そこで「健康論」など、連携実践教育科目を開設している。

③ 病院や社会福祉施設など現場での学習・体験の重視

保健・医療・福祉の様々な場面における実践や、利用者の状況を理解する実習を多く取り入れている。

④ 現任教育機関「実践教育センター」の設置

すでに保健・医療・福祉の各分野で活躍されている様々な職種の方のより一層のレベルアップのため、指導・管理者養成、高度専門等の各教育研修を実施し、地域が抱える課題解決のための実践研究に取り組んでいる。また専門職の方々の、自主的な研究活動等の場としても活用することができる。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 本学の基本理念及び教育目標

本学は、平成 15 年、時代が求める人材を育成することを目標に、国際的視野に立ってより新しい文化を創造する拠点として開学した。本学の基本理念は、次の 3 点である。

（1） 保健・医療・福祉の連携と総合化

高い倫理観、多様性を認め合える寛容の精神、人権意識を根底に持ち、深い洞察力、鋭い感性を備えてヒューマンサービスを実践できる人材を育成する。

また、保健・医療・福祉の各領域に関わる幅広い知識・技術が修得できる教育を行い、専門分化された縦割りの人材育成ではなく、総合的な幅広い知識と技術を身に付けた、トータルなサービスのできる人材の育成を目指す。

さらに、医療、看護、介護技術の進歩に対応できるしっかりとした基礎教育を身に付けるとともに、新たな知識を活用し、応用し、地域社会の発展はもとより国際的にも貢献しうる高い資質を持つ有為の人材を育成する。

（2） 生涯にわたる継続教育の重視

医療技術の高度化・専門化、保健・医療・福祉サービスの連携・総合化が求められる中で、専門性の向上のみならず関連領域に関する幅広い知識・技術の修得などに関するニーズの高まりとともに、時代の変化に応じた継続教育はますます必要になってきている。

こうした在職者等のニーズにも応え、保健・医療・福祉を担う人材の資質の向上と充実を図るため、専門職としての基礎教育のうえに、医療技術等の高度化・専門化や在宅医療や在宅介護など多様なニーズに対応できる在職者を育成するための継続教育を行う。

（3） 地域社会への貢献

常に社会環境の変化や新たなニーズに対応して、保健・医療・福祉サービスの向上を目指す実践的な研究を行うとともに、地域に根ざして教育的資源を有効に活用し、市民参画のもとコミュニティ形成の一翼を担う開かれた大学を目指す。

2 学士課程（保健福祉学部）の教育目標

本学の基本理念をふまえた上で、教育目標として、以下の 6 項目をもってあたっている。

（1） かけがえのない存在である「ひと」を深く理解するとともに、豊かな人間関係を築く力を培う。

（2） 人々のニーズやコミュニティが抱える様々な課題を広い視野で考察、分析し、市民との協働により解決する力を培う。

（3） 人々にとって最適な保健・医療・福祉サービスを提供するため、常に科学的根拠に基づく判断力を持ち、高い倫理観や人権意識を基盤とした実践力を培う。

（4） 保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う。

（5） 専門領域における基礎的知識や技術を十分理解するとともに、主体的に学問を探究し、真理を追究する姿勢を培う。

（6） 国際的な視野に立ち、コミュニティを基盤として、広く世界に貢献する力を培う。

3 修士課程（保健福祉学研究科）の教育目標

少子高齢化の進展に伴い、療養・介護期間の長期化への対応や在宅ケアの拡充と質の向上、利用者本位のサービス提供の基盤づくりなどの課題が増大しており、高齢期においても住み慣れた地域で質の高い生活を送れるような保健・医療・福祉の連携した取組みが求められている。

このようなニーズに応えるため、本学修士課程では「保健・医療・福祉の連携と総合化を念頭に置きつつ、これらを全体的に理解するとともに、各学問領域の専門性を深める教育・研究の推進」を目的として、保健・医療・福祉にかかわる広い理解を持ってそれぞれの分野と、連携・協力をめざすことのできる高度専門職業人を育成するため、教育目標として、以下の3項目をもってあたっている。

- (1) 保健・医療・福祉の諸問題について、現場で実践した内容を体系的に整理し、社会へ発信できる能力を持つ人材の育成
- (2) 行政、施設、地域などの現場において、リーダーまたは管理者として活躍できる人材の育成
- (3) 現場で働く社会人を受け入れ、実社会で身につけた実践的な知識・経験を学問的に検証しつつ、さらにこれを高めていく人材の育成

4 実践教育センターの教育目標

実践教育センターでは、医療、看護、介護技術の高度化・専門化や在宅医療、在宅介護など多様なニーズに対応できる保健・医療・福祉人材の育成をめざし、以下の3項目を主要な教育目標として教育研修を実施している。

- (1) 職業倫理や人権意識を磨くなど、より深く人を理解するための高い教養を身につける。
- (2) 医療・看護・介護技術等の高度化に対応する専門知識・技術の向上を図る。
- (3) 関連する分野を理解し、保健・医療・福祉の連携を実践する能力の向上を図る。

また、病院や福祉施設等の方々とともに、地域が抱える課題を解決するため各学科・専攻の垣根を越えて協働研究の場を大学全体として形成し、実践研究にも取り組んでいる。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学の目的は、保健、医療及び福祉の各領域に関わる総合的な知識技術とともに豊かな人間性を兼ね備えたヒューマンサービスを実践できる人材を育成し、もって県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することである。さらにそれに基づいた基本理念として「保健・医療・福祉の連携と総合化」「生涯にわたる継続教育の重視」「地域社会への貢献」を定めている。

また大学院は、本学の目的・基本理念をいしずえに、保健福祉学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる保健・医療・福祉の職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としている。

本学の目的・理念が明示された学生便覧を全教職員、全学生に配布するとともに、学部では、ヒューマンサービス論Ⅰ、ヒューマンサービス論Ⅱを必修科目として開講し、学長以下教員が一丸となって本科目を担当し、本学の目的・理念を学生に周知させている。大学院では、ヒューマンサービス特論を基幹科目として開設している。

これらの目的や教育理念は大学パンフレットやホームページに掲載し、社会に公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学では、教育研究組織として保健福祉学部、大学院保健福祉学研究科、実践教育センターを設けている。

学部には看護、栄養、社会福祉、リハビリテーション（理学療法学専攻・作業療法学専攻）の4学科（2専攻）と、さらに人間総合・専門基礎担当を置いている。この構成は「保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う」という教育目標を達成するため、4学科それぞれの専門領域の知識・技術を修得させるとともに、教養教育を担う人間総合・専門基礎担当においては、幅広い知識・技術を身につけ、関連する他の専門分野と連携することができる人材の養成を目指している。

大学院には保健福祉学研究科保健福祉学専攻を置き、学士課程と同じく4領域で構成され、それぞれ特徴のある高度専門職業人を育成することを目的としている。これらを連携する教育課程では、「ヒューマンサービス特論」を基幹科目とし、連携基礎科目群と実践科目群を設けている。

実践教育センターは、保健・医療・福祉の分野で既に活躍しているさまざまな職種の人材育成を図るための現任教育機関である。

本学では、教育活動等に係る事項を審議するために、教授会のもとに10の学内委員会を設置しており、教授会審議事項等のうち、学部長から諮問された内容に応じて、素案の作成、検討等が行われ、その結果は、教授会において審議、報告される。

教務委員会は学内委員会のひとつとして学部の教育課程や教育方法等を検討している。そのもとに、臨床実習計画及び実習運営を担当している実習センター運営委員会、カリキュラムの構成を担当しているカリキュラム検討委員会、さらに時間割検討ワーキンググループを置いている。教務委員会及びこれらの各委員会は、各学科及び人間総合・専門基礎担当から選出された教員で構成されており、毎月1回定例会が開催されている。

大学院の運営に関しては、大学院専任及び兼任教員からなる研究科委員会を設置し、教育活動に係る重要事項を審議している。研究科委員会のもとに研究科運営会議を置き、さらにカリキュラム検討ワーキンググループがあり、教育課程や方法に関するより詳細な検討を行っている。

基準 3 教員及び教育支援者

本学学部の教員組織編制の基本方針は、各分野の専門知識・技術を確実に習得するだけでなく、他の領域の

人々とも幅広く連携し協働できる人材の育成を目指している。その上で各学科の専門性が縦割りにならないよう、人間総合・専門基礎担当を置き、保健・医療・福祉に関する幅広い知識・技術を身につけられるような体制を整えている。規模として学生 958 名に対し現在 189 名（本学専任 107 名、非常勤 82 名）の教員が教育を行っている。

大学院においては、教育目標として現場で実践した内容を体系的に整理・発信できる人材の育成を目指していることを踏まえ、各領域の専門科目については専任教員が、基礎的な科目については、現場の第一線で活躍している者を講師として迎えている。学生 49 名に対し、現在 67 名（本学専任 45 名、非常勤 22 名）の教員で教育を行っている。

教員の採用・昇任に関しては、本学の教員採用及び昇任選考規程等を定めるとともに、採用については公募制を導入している。教員の任期制に関しては、大学教員等の任期に関する法律に基づき教員の任期に関する規程等を定めている。

教員の教育活動に関する定期的な評価を行う組織として、自己評価委員会、教務委員会、研究委員会があり、継続的に自己点検・評価を行い、自己評価書、学生アンケート調査による授業評価報告書及び教育研究活動報告書を定期的に発行し、これらを参考に教育活動の点検に努めている。

教育内容等と関連する研究活動も、個人研究だけでなく、学科の枠を越えた協働研究が推奨され、若手研究等も助成金の対象となっている。研究の成果は、大学誌や研究活動報告書として公表するほか、開学以来学内研究発表会を開催しており、そこで発表される。また、研究に当たっての倫理面への配慮については、研究倫理審査委員会を設置している。

本学の事務局は、事務局長のもとに、総務課、教務学生課及び企画課を置き、教育課程を展開しており、本学のネットワークを保守運用するため、委託業務として、システムエンジニアを常駐させている。

基準 4 学生の受入

本学は、保健福祉学部のもとに看護学科、栄養学科、社会福祉学科及びリハビリテーション学科（理学療法専攻、作業療法学専攻）の 4 学科（2 専攻）を置き、さらに平成 19 年 4 月に大学院を開設した。各学科、専攻及び大学院が求める学生像や教育理念、教育目標等は、大学パンフレット、ホームページのみならず、各種入試説明会等を通して、広く周知・公表を図っている。

入学者選抜に当たっては、保健・医療・福祉の専門分野のみならず、本学の教育理念であるヒューマンサービスに対する熱意のある優秀な人材を確保するために多様な選抜方法を採用しており、学部においては、一般選抜（前期・後期日程）のほか、特別選抜（推薦 A・B、社会人、帰国生徒、私費外国人留学生）、編入学選抜を実施している。また大学院の選抜にあっても一般選抜と別に社会人特別選抜を実施しており、多様な学生を幅広く受け入れている。

学部の一般選抜では、前期・後期日程ともに、大学入試センター試験と、本学独自の総合問題試験（論理的思考力と創造力を評価する。ただしリハビリテーション学科では課していない）、面接試験（一般的な個人面接又はチームワーク・リーダーシップ等をあわせて評価する集団面接）を課している。

推薦 A では県内在学又は在住の高校（特別支援学校高等部を含む）卒業見込み者を、推薦 B では県内高校の看護科及び福祉科在籍の卒業見込み者を対象とし、いずれも小論文試験（英文の読解力、英文を参考にした日本語による論述）と面接試験（個人・集団）の結果から可否の決定を行っている。

社会人選抜では、生涯教育・生涯学習という本学設置の趣旨を踏まえて、保健・医療・福祉業務従事者等を主な対象として実施し、編入学選抜では保健・医療・福祉系短期大学卒業者等を対象に実施している。また、国際コミュニティへの貢献という本学設置の趣旨を踏まえて私費外国人留学生と帰国生徒を対象とした選抜試験も実施している。さらに大学院選抜では現場で働く社会人等を主な対象に実施している。

神奈川県立保健福祉大学

これらの入学者選抜は、学部については入試委員会、大学院については入試小委員会を中心に公正に実施されており、合否判定に当たっては、事前に評価基準、合否判定基準を設定し、基準にしたがって厳正に評価している。

本学の基本理念に沿った学生を受け入れるための改善が毎年行われており、開学6年目となる現在、具体的な検証（学業成績、国家試験合格率、就職率、退学率などのデータ）の結果が次第に学生の受入に反映されつつある。

また、入学定員の管理は適切に行われている。

基準5 教育内容及び方法

<保健福祉学部>

本学は、教育目標のひとつに「保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う」ことを掲げ、象徴科目群、人間総合教育科目群、連携実践教育科目群、専門創造教育科目群の4群及び卒業研究の授業科目を体系的に配置している。

5つの基本的枠組みからなる授業内容に関しては、象徴科目では基本理念であるヒューマンサービスの理解、人間総合教育科目では実践に必要な幅広い教養や知識の修得、連携実践教育科目では総合的サービスを提供できる能力の育成、専門創造教育科目では各専門分野の知識や技術の習得、卒業研究では創造性の育成を目的とし、各授業はこれらの趣旨に沿って行われている。これらのことから、本学のカリキュラムは、学生が専門分野に関する知識・技術のみならず関連分野の理解を深め、保健・医療・福祉を4年間で効果的、体系的に学べるものとなっている。

また、教育研究活動報告書、学内研究発表会など、教育の目的達成のための基盤となる研究活動が活発になされ、各学問分野の研究成果と合わせて、授業内容に反映されている。さらに、転・編入学生への配慮など、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮している。少人数教育や体験学習、演習を積極的に取り入れ、実践的な能力の育成を可能にし、授業形態のバランスも適切に配置されている。

シラバスを作成して学生の学習を効果的に誘導・支援するための詳細な項目を網羅し、それに応じた記載がされおり、その活用についてもオリエンテーションやガイダンスで用いられるとともに、学生の授業外学習や履修登録で有効に利用されている。自主学習を可能とする環境づくりを行い、基礎学力不足の学生や留学生への個別学習指導も行われている。

成績評価を試験成績、平常の学習参加の態度、出席状況等を総合したS A B C Dの5段階評価（C以上合格）導入、学生指導及び学生の進学・就職に便宜を図ることを目的としたGPA制度導入など、教育目的に応じた成績評価基準及び卒業要件が組織として策定され、学生に周知されている。成績評価、単位認定、卒業認定は、授業形態に配慮した適切な評価方法を用い、学生便覧やシラバスに明記された成績評価基準や卒業認定手続きにしたがって行われている。

また成績評価基準や卒業要件に基づき成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されている。成績評価に関しての学生からの異議申し立ては過去に発生していないが、成績評価の正確性を担保するため、全学的視点でいかなる措置を講じていくかは今後の課題である。

<大学院課程>

大学院では、保健・医療・福祉の連携と総合化を念頭に置きつつ、これらを全体的に理解し、各学問領域の専門性を深める教育・研究の推進を目的に、授業科目は3つの科目群から構成され、基幹科目では、必修のヒューマンサービス特論を学び、さらに共通選択科目には連携基礎科目群と実践科目群の2科目群を配置し、教育課程は本大学院の目的に沿い、目的とする学問分野や職業分野の期待に応えるものになっている。

授業内容は、授業科目等を大学院学則及び履修規程等において詳細に明示されているが、今後、教育課程は適宜、検討委員会を設け、検討していく方針である。学術の発展動向に遅れることなく常に新鮮な授業を展開できるよう、教員たちは学内において研究交流会を実施し、個々の所属する学会等の知識・技術の交流に努めているが、授業が学生にとって有効なものとなっているかどうか、注意深く推移を見守る必要がある。

単位の実質化への配慮に関しては、研究指導教員の研究指導に基づいて、学生ひとりひとりの希望や状況に応じた個別の履修計画をたて学習目標を明確化したうえで、授業を実施している。本学では長期履修の仕組みが採用されており、学生の希望に応じて、2年から4年までの期間で、履修計画を立てている。土曜日を除き、平日は夜間を開講時間としているが、院生と主要教員が意見交換の場を持ち、授業時間など履修上の要望を聞いている。

本学ではヒューマンサービス論などの共通必修科目において4領域の学生が同じ授業を履修することで、それぞれの分野と連携・協力をめざすことができる高度専門職の養成をめざす一方で、各領域にかかわる専門科目に関しては、少人数の教育を念頭に置き、対話・討論を重視した教育を行っている。

授業科目毎にシラバスが作成され、学生は、それを参照したうえで授業を選択、履修している。授業はシラバスに基づいて実施されるとともに、授業評価などもそれを参照しながら実施されている。

研究指導に関しては、院生の研究課題に対応した指導教員と指導補助教員により、研究科委員会によって公表された年間スケジュールに基づいて行われ、その指導状況は研究科委員会に報告されるようになっている。

成績評価基準に関しては、開設前に研究科準備委員会で策定され、それに沿った成績評価が行われている。修了認定基準についても学内での検討を踏まえた上で策定されている。

修士論文に係る審査体制の整備に関しては、研究科委員会が主査1名及び副査2名を決定し、審査に当たるとともに、口頭試問を行い、研究科委員会がこれらの結果をもとに修士課程修了の可否判定を行うことになっている。

基準6 教育の成果

本学の求める学生像等については、大学の目的及び教育目標を設定するとともに、これを踏まえて各学科で学生が身につけるべき能力が明示され、大学ホームページや大学パンフレット等にも詳しく紹介され、受験生、教育・医療関係者に対しても公開されている。

学生の学習の達成状況の把握は、科目毎の試験、レポート等からの情報を評価の参考にし、教務委員会を通じて学生の成績情報等を各学科の教員が把握できるようになっている。また、達成状況の検証・評価に関しても、教務委員会等において適切な取組みが行われている。4年間を通じての総括的な評価については、一部の学科で取組みが始まっているが、大学として、卒業時の到達度を評価できるような組織的な取組みを検討していく必要がある。

教育成果、効果に関しては、卒業率、資格試験合格率、国際的教育機関としての認定から判断して、その成果や効果が十分に上がっていると思われる。また、リハビリテーション学科作業療法学専攻においては、世界作業療法連盟(WFOT)の認定校としての審査を受け合格した。

本学では平成16年度より、学生による授業評価の調査を原則として全科目対象に実施し、その結果から学生の授業に対する評価はおおむね良好で、特に各期の演習・実験・実習の課題の習得度については、每期高い評価を得ており、本学の教育の成果や効果は上がっていると考えられる。

第1回、2回の学部卒業生の進路状況は極めて良好である。就職は、全学的に医療機関、福祉施設、地方自治体への就職が多い。栄養学科と社会福祉学科においては民間企業への、看護学科と栄養学科においては学校等への就職が見られる。県内就職率は約7割であった。高い資格取得率、地元定着など、卒業後の進路の状況等の実績や成果については、県民の期待に応えたものとなっている。なお大学院については修了生はまだ出て

いない。

一部の就職先からの高い評価や卒業生から概ね満足のいく就職であったという報告が寄せられるが、しかるべき時期に、卒業生と就職先の双方から組織的な意見を聴取し、その分析結果を反映させる取組みが必要である。

基準7 学生支援等

授業科目に関するガイダンスは、新入生には新入生オリエンテーション等で、在生には学科ごとに行われており、その他、問題を抱える学生には個別対応している。各学科コースについても、独自にガイダンスを実施している。また、大学院の学生には、出願時にメール等による個別相談の期間を設け、入学後のミスマッチを事前に防ぐよう配慮がなされている。これらのことについて学生から改善の要望等はなく、また大学院についても適切に実施されている。

学習相談、助言に関しては、担任制を採用し、学生の履修上の相談や履修登録ミスがあった学生の対応、成績不振者の個別面談・助言などを行い、またゼミでも学習状況の把握と個々の学生の相談に応じている。なお、入学当初にチューター制を設け、担当教員が入学時の学習への不安等相談に応じ、またオフィスアワー、電子メール等によりさらにきめ細かい支援等が行われている。本学は学生数に比べ教員数が多いため、学生への支援が行いやすい。

学習支援に関する学生のニーズに関しては、原則として半期ごとに学生による授業評価を実施し、その結果を図書館で閲覧可能としており、教員にはコメント等が返却され授業改善の参考として活用されている。さらにリアクションペーパーの回収を行い、学生からニーズを汲み取っている。特別な支援が必要な学生に関しては、担任制、チューター制、ゼミ制等できめ細かく対応し、留学生にも個別指導等で対応している。また、電動車椅子使用の学生の入学には、本学は開学時からバリアフリーに配慮した設備が整備され、特別な対応なしで受け入れができた。

自主的学習環境に関しては、LL 教室等に計 196 台のパソコンを整備し 21 時まで利用できるほか、届出があれば教室等の使用ができ、自主的な勉強会が開催されている。また、自治会室の設置等で自治会活動に対する支援を行っているが、自治会活動が自主的に運営され、課外活動も円滑に行われている。

学生に対して必要な相談・助言体制に関しては、全学生の健康診断を行い、学校医を配置するとともに、医務室が設置されている。また、学生相談室を設置し学生の相談を受け付けている。進路相談は、学生への個別指導、進路ガイダンスや模擬面接等の実施により応じている。さらに、ハラスメントに関する相談員設置要綱を定め、学生に対し助言・援助などの対応を行っている。

生活支援等に関する学生のニーズは、おもに自治会を通じて学生委員会を中心に適切に把握している。また、留学生が本学に溶け込みやすくなるよう配慮し、個別相談等にも教員が対応をしているが、今後さらなる充実を図るべく検討を行う必要がある。

基準8 施設・設備

本学の施設・設備は十分に整備されており、学生、教職員から有効に活用されている。特に情報ネットワークと図書館の整備状況は、本学の大きな長所となっている。

情報ネットワークに関しては、リースで整備されており、最新の機器に定期的に更新されている。

また、附属図書館も、年間の貸出冊数や文献複写件数が全国平均を大きく上回るなど学生、教職員から有効に活用されている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学では、平成 16 年度から学生による授業評価を導入しており、その結果を収集している。あわせて実習先職員等からも意見を聴取することにより、授業改善へ向けての積極的な取組みがなされている。

その一方で、教育内容について卒業生からの意見聴取がなされていないことや、FD の内容が必ずしも教育や授業内容の改善と直接的に結びつかないものが多かったことは、現時点での課題として挙げられる。

今後は、卒業生からも積極的に意見聴取するとともに、FD の積み重ねを図っていくことが必要である。

基準 10 財務

本学は十分な教育活動を展開するにあたって必要な資産を十分に有しており、授業料、入学料等の経常的な収入も確保されている。

また、教育研究活動経費は総決算金額の 44.37%を占めており、予算の枠内で適切な資源配分がなされている。

これら各種財務に関する運用は、地方自治法等に基づいて対処されており、本学の財務は適切な状態となっている。

基準 11 管理運営

本学では、管理運営のための組織として、評議会、教授会、学科長会議及び学内委員会が整備されており、それぞれの所掌することがらについて議論を行っている。また事務局にも必要な人員を配置し、個々のスキルアップのために各種研修に派遣したりしている。

学生、教員、事務職員等関係者の意見は様々な方法で適切に収集されており、図書館の開館時間の延長など管理運営に反映された事例もある。

自己評価に関しては、平成 15 年度より学内に自己評価委員会を設置し、今回の認証評価に向けた予備的な作業を継続的に行ってきており、来年度からは認証評価の結果を広く社会に公開していく予定である。ただし、自己評価の結果のフィードバックに関しては各学科、委員会レベルでの対応にとどまっている。今後は自己評価委員会を中心とした全学的なフィードバックシステムを構築することが必要である。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/daigaku/jiko_hokenfukushi_d200903.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-①-1	2008 学生便覧
	1-1-①-2	2009 Guide Book (大学案内パンフレット)
	1-1-③-1	2008 研究科便覧
基準2	2-1-①-1	2008 (平成20) 年度 SYLLABUS 授業概要
	2-1-①-2	2006 年ヒューマンサービス用語集
	2-2-①-1	保健福祉学部学内委員会規程
基準3	3-1-②-1	神奈川県立保健福祉大学学則
	3-2-①-1	保健福祉大学保健福祉学部及び保健福祉学研究科教員選考基準
	3-2-①-2	保健福祉大学教員採用及び昇任選考規程
	3-2-①-3	神奈川県立保健福祉大学における教員の任期に関する実施要綱
	3-2-②-1	平成17年度自己点検・評価報告書
	3-2-②-2	2004 (平成16) 年度前期 学生による授業評価報告書
	3-2-②-3	2004 (平成16) 年度後期 学生による授業評価報告書
	3-2-②-4	2005 (平成17) 年度前期 学生による授業評価報告書
	3-2-②-5	2005 (平成17) 年度後期 学生による授業評価報告書
	3-2-②-6	2006 (平成18) 年度前期 学生による授業評価報告書
	3-2-②-7	2006 (平成18) 年度後期 学生による授業評価報告書
	3-2-②-8	2007 (平成19) 年度前期 学生による授業評価報告書
	3-2-②-9	2007 (平成19) 年度後期 学生による授業評価報告書
	3-2-②-10	教育研究活動報告書 平成18年度
3-3-①-1	神奈川県立保健福祉大学誌	
基準4	4-1-①-1	オープンキャンパスアンケート結果
	4-2-③-1	試験結果の開示について
基準5	5-1-③-1	学部における研究結果の授業内容への反映例
	5-4-①-1	神奈川県立保健福祉大学大学院学則
	5-4-③-1	大学院における研究結果の授業内容への反映例
	5-6-③-1	研究倫理審査について
基準7	7-3-①-1	神奈川県立保健福祉大学ハラスメントに係る相談員設置要綱
基準9	9-2-①-1	神奈川県立保健福祉大学湘南国際村FD
基準10	10-1-①-1	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
	10-1-②-1	平成18年度決算調書
	10-2-③-1	神奈川県立保健福祉大学に於ける教育研究活動費
基準11	11-2-①-1	神奈川県立保健福祉大学条例
	11-2-①-2	保健福祉大学評議会規程
	11-2-①-3	教授会規程
	11-2-①-4	保健福祉大学大学院研究科委員会規程

神奈川県立保健福祉大学

11-2-①-5	保健福祉大学長選考規程
11-2-①-6	保健福祉大学副学長選考規程
11-2-①-7	保健福祉大学保健福祉学部長選考規程
11-2-①-8	保健福祉大学保健福祉学部学科長等選考規程
11-2-①-9	保健福祉大学保健福祉学研究科長選考規程